

## 宝塚市子育て支援コーディネーター事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宝塚市次世代育成支援行動計画「たからっ子「育み」プラン」に基づき、各ブロック毎の地域児童館に子育て支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置し、地域における子育て親子の交流、子育てに関する相談・援助等について関係機関等と調整することにより、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 子育て支援コーディネーター事業（以下「事業」という。）の実施主体は、宝塚市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を地域児童館等を運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができるものとする。

### (事業内容)

第3条 各ブロック内において次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 各種サービスに関する情報の集約及び一元化
- (2) 子育て家庭へのインターネット等を活用した情報提供
- (3) 必要に応じた子育て支援サービスの調整・提供
- (4) 子育て支援者との連携及び支援のネットワークの推進
- (5) 他機関とのアウトリーチサービスの連携
- (6) 要支援の子どもや家庭への支援に関する他機関との連携
- (7) その他地域の子育て支援事業に係わる調整に関すること

### (実施要件)

第4条 事業の実施にあたっては、以下の要件を満たすものとする。

- (1) コーディネーターは、地域児童館で宝塚市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づく事業を実施する職員のうち1名を充てるものとする。
- (2) コーディネーターは、子育て支援に関する知識、技術及び能力を有し、各ブロック内の子育て事情に精通している者をもって充てる。

### (個人情報保護)

第7条 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

### (経費の補助)

第8条 市長は、事業を実施するために必要な経費を宝塚市補助金等の取扱に関する規則に基づき、社会福祉法人等に助成するものとする。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

### 付 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第4条第1号に規定するコーディネーターの配置は、各地域児童館の実情を勘案し、平成22年4月1日以降順次配置するものとする。